

13番	中川昌也 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1、瀬戸市文書取扱規程の見直しと、公文書管理条例の制定に向けて</p> <p>【質問趣旨】 現状の瀬戸市の文書取扱については、訓令と言う形で規定されていますが、議会や市民が様々な事業の意思決定がなされた経過が公文書で確認できるルールと、その徹底がなければ、情報公開条例の意義自体も機能していないこととなります。</p> <p>そうした課題があることが本会議で明らかになっているところですが、未だに解消への道筋が明らかになっていない状況で、それは市民の信用を失墜させることにもなります。 (続く)</p>	<p>(1) 瀬戸市の公文書管理の現状と課題について</p>	<p>① 公文書として規定している範囲（公文書とはなにか）について伺います。</p> <p>② 公文書等の管理に関する法律では、国等において文書の作成義務が定められているが、瀬戸市では会議等で、出席者の誰が会議録等を作成する義務を負っているのか伺います。</p> <p>③ 会議や打合せの前段階で起案する基本決裁等は、誰が作る義務を負っているのか伺います。</p> <p>④ 公文書の対象になっている文書の保存年限について伺います。</p> <p>⑤ 公文書の保存の管理者、管理方法、廃棄方法について伺います。</p> <p>⑥ 現状の文書取扱規程を守らなかった時の罰則等について伺います。</p> <p>⑦ 公文書の作成義務や管理が徹底されているかどうかの確認は、「誰が」、「どのようなやり方」で、「どのようなタイミング」で確認し、誰に報告しているのか伺います。</p> <p>⑧ 現状の文書取扱規程での問題点や課題について伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

13番	中川昌也 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>そうした避けて通れない課題について、瀬戸市の公文書管理の見直しの方向性や対応策を実行する期限を公にすることが必要だと考え、早期にできることから始めるべき内容について市の見解を伺います。</p>	<p>(2) 現状の公文書管理の見直しの方向性について</p> <p>(3) 市民の信頼を回復するために、できる事から始めるために</p>	<p>① 現状の文書取扱規程で問題点や課題を解決するために、どのような事を改革しようと考えているのか、見解を伺います。</p> <p>② 誰にでもわかりやすい公文書の作成と管理に向けて改革をするためには、「公文書の範囲、作成の義務、管理にどのようなルールが必要か」を、第三者委員会を設けて議論すべきと思いますが、考えを伺います。</p> <p>③ 仮に第三者委員会を設ける場合に、どのような委員が参加することが望ましいと考えているのか伺います。</p> <p>④ できる限り近い将来に公文書管理条例の制定が必要と思いますが、条例制定の意思があるのか考えを伺います。</p> <p>① 公文書管理の話題で市民の信頼を回復するためにも、公文書管理の見直しは、ガラス張りで議論すべきだと思います。その実現のためにできることは何か伺います。</p> <p>② 公文書管理の話題で市民の信頼を回復するためには、「何を」、「いつまでに」達成するか約束が必要だと思います。その約束ができる項目とスケジュールについて考えを伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

13番	中川昌也 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>③ 公文書管理条例の制定が直ぐにできない場合は、先進自治体の例から、まずはガイドラインを早急に作成して、パブリックコメントや公聴会を開いて、市民の皆さんに問いかけることが重要と思いますが、見解を伺います。</p> <p>④ これまで提案してきた改革について、市長自らが陣頭指揮を執って進めていくべきと思いますので、見解を伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。